

# 京都大学安全保障輸出管理規則

平成22年12月16日

研究担当理事裁定制定

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規則は、京都大学における安全保障輸出管理に関する規程（平成22年達示第67号。以下「規程」という。）第12条の規定に基づき、京都大学（以下「本学」という。）の安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の手續等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 規則で使用する用語は、規程で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「相手先」とは、技術の提供については当該技術を利用する者、貨物の輸出については当該貨物の需要者、仕向地をいう。
- (2) 「大量破壊兵器等」とは、核兵器、軍用の化学製剤、細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のものをいう。
- (3) 「開発等」とは、開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (4) 「リスト規制技術」とは、外国為替令（昭和55年政令第260号）（以下「外為令」という。）別表の1から15までの項の中欄に掲げる技術をいう。
- (5) 「リスト規制貨物」とは、輸出貿易管理令（昭和24年政令378号）（以下「輸出令」という。）別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物をいう。
- (6) 「キャッチオール規制技術等」とは、外為令別表の16の項に掲げる技術及び輸出令別表第1の16の項に掲げる貨物をいう。
- (7) 「ホワイト国」とは、輸出令別表第3に掲げる国をいう。
- (8) 「輸出管理責任者等」とは、規程第3条から第4条、第11条及び規則の第3条から第7条に定める責任者及び担当者をいう。

### (基本原則)

第3条 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、次に掲げる事項に留意して輸出管理を行うものとする。

- (1) 規程、規則及び別途安全保障輸出管理統括責任者が定める手續を確実に実施することにより、輸出管理の観点から適正な取引であることを確認すること。
- (2) 関係法令を十分に理解し、遵守すること。

- (3) 全ての申請書類及び報告書類に事実を正確に記載し、自らに不都合な情報を隠蔽しないこと。
- (4) 不明点又は疑義があれば、安易又は恣意的な自己判断をせず、直ちに輸出管理責任者等に相談すること。

## 第2章 輸出管理責任者等の業務

(安全保障輸出管理最高責任者)

第4条 規程第3条第1項に定める安全保障輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）の業務は、次のとおりとする。

- (1) 輸出管理の基本方針及び基本施策の決定並びに周知
- (2) 規程の制定及び改廃
- (3) 輸出管理統括責任者の指名
- (4) その他本学の輸出管理の重要事項に関する決定

(安全保障輸出管理統括責任者)

第5条 規程第3条第2項に定める安全保障輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）の業務は、次のとおりとする。

- (1) 本学における輸出管理の統括
- (2) 輸出管理の基本方針及び基本施策の企画立案
- (3) 規程の制定及び改廃の立案
- (4) 規程に基づく規則、要領、通達等の制定及び改廃
- (5) 技術又は貨物の該非判定に係る二次審査及び最終確認
- (6) 規則第14条による取引審査にかかる承認
- (7) 輸出管理監査の実施
- (8) 本学内の輸出管理教育の計画策定及び実施
- (9) 法令改正等の連絡事項の周知
- (10) 輸出管理の重要事項に関する最高責任者への相談及び報告

(部局安全保障輸出管理責任者)

第6条 規程第3条第3項に定める部局安全保障輸出管理責任者（以下「部局責任者」という。）の業務は、次のとおりとする。

- (1) 部局内における輸出管理の統括
- (2) 部局内における輸出管理手続等の決定
- (3) 技術又は貨物の該非判定に係る一次審査
- (4) 第14条による取引審査の実施及び承認依頼

- (5) 部局内の輸出管理教育
- (6) 統括責任者からの指示・連絡事項の部局内への周知徹底
- (7) 部局輸出管理担当者の指名及び統括責任者への届け出

(部局安全保障輸出管理担当者)

第7条 規程第4条第1項に定める部局安全保障輸出管理担当者（以下「部局担当者」という。）の業務は、次のとおりとする。

- (1) 部局責任者の業務の補佐
- (2) 当該部局における輸出管理手続の実務

(安全保障輸出管理統括担当者)

第8条 規程第11条および規則第9条に定める輸出管理に関する事務を行うため、安全保障輸出管理統括担当者（以下「統括担当者」という。）を置き、研究推進部の教職員のうちから、統括責任者が指名する者をもって充てる。

2 統括担当者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 統括責任者の業務の補佐
- (2) 本学における輸出管理実務の統括
- (3) 輸出管理全般に関し、教職員に対する助言・サポート（統一相談窓口）

(平23.8.12裁・一部改正)

(事務)

第9条 輸出管理に関する事務は、規程第11条により研究推進部が統括するほか、必要に応じ総務部及び各部局の担当部署の協力を得て処理する。

(平23.8.12裁・一部改正)

### 第3章 手続

(該非判定)

第10条 部局責任者及び部局担当者は、当該教職員等の協力を得て、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かの判定（以下「該非判定」という）を行うものとする。

2 部局責任者及び部局担当者は、該非判定に関し不明な点又は疑義があるときには、別紙様式3により統括責任者または統括担当者の確認を得るものとする。

3 規則に定める別紙様式1及び別紙様式2により、経済産業省が定める輸出許可申請（以下「許可申請」という。）の例外に該当するなど第15条に定める許可の申請等を行う必要がないことが明らかな場合には、該非判定は不要とする。

(相手先の確認)

第11条 部局責任者及び部局担当者は、当該教職員等の協力を得て、当該技術又は貨物がキャッチオール規制技術等に該当するか否かの確認を行うとともに、該当する場合には、相手先の概要、事業内容、研究内容等に関して入手した情報により、提供又は輸出の相手先について、大量破壊兵器等の開発等及びその他の輸出管理上の懸念の有無を確認するものとする。

- 2 前条に定める該非判定の結果非該当と確認され、かつ相手先の所在がホワイト国である場合には、前項の確認は不要とする。

(用途の確認)

第12条 当該教職員及び部局責任者又は部局担当者は、当該技術又は貨物がキャッチオール規制技術等に該当する場合には、相手先から入手した情報及び相手先との打ち合わせ資料、議事録等により、提供する技術又は輸出する貨物の用途を確認するものとする。

- 2 第10条に定める該非判定の結果非該当と確認され、かつ相手先の所在がホワイト国である場合には、前項の確認は不要とする。

(その他の輸出管理上の懸念の確認)

第13条 当該教職員及び部局責任者又は部局担当者は、第10条から第12条の確認において輸出管理上の懸念が無いと判定された場合であっても、当該技術又は貨物が経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けていないか等、その他の輸出管理上の懸念を確認するものとする。

(取引審査)

第14条 部局責任者及び部局担当者は、規則第10条から第13条に定める確認を得た上で、技術の提供若しくは貨物の輸出に関する決定又は契約を結ぶ前に、当該提供又は輸出の可否につき審査し、明らかに許可申請が不要と判断される場合を除き、別紙様式4により統括責任者の承認を得るものとする。

- 2 統括責任者は、当該技術又は貨物が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれ及びその他の輸出管理上の懸念があると判断される場合は、第15条に定める許可の申請等を行うことなく承認してはならないものとする。
- 3 当該技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする者は、第1項の承認を得ることなく、提供又は輸出を行ってはならないものとする。
- 4 取引の承認を得た後、追加的に技術の提供又は貨物の輸出が発生した場合は、別途当該提供又は輸出の可否につき第1項の手続を経るものとする。

(許可の申請等)

第15条 経済産業大臣の役務取引許可を受けなければならない技術の提供又は輸出許可を受けなければならない貨物の輸出がある場合は、当該許可の申請者は最高責任者とする。

2 部局責任者又は部局担当者は、統括責任者又は統括担当者の指示に従い、役務取引許可又は輸出許可の申請書類の作成及び統括担当者への提出を行うものとする。

(契約書等への明示)

第16条 経済産業大臣の役務取引許可を受けなければならない技術の提供又は貨物の輸出を行う場合は、原則として契約書等の書面による約定の取り交わしを行うものとする。これらの契約書等には、日本政府の許可を受けなければならない技術の提供又は貨物の輸出については許可を取得するまでは発効しない旨又は許可を取得できないものは本契約の対象から除く旨並びに大量破壊兵器の開発等に転用しないこと及び許可の条件を遵守することを明示し約定することを基本とする。

(技術の提供管理)

第17条 技術の提供を行おうとする者は、次に掲げる事項を最終確認した上で、提供を行うものとする。

- (1) 規則第10条から第14条までに定める手続が完了し、内容に変更がないこと
- (2) 役務取引許可を受けなければならない技術の提供については、当該許可を得ていること

(貨物の出荷管理)

第18条 貨物の輸出を行おうとする者は、次に掲げる事項を最終確認したうえで、輸出を行うものとする。

- (1) 規則第10条から第14条までに定める手続が完了し、内容に変更がないこと
  - (2) 輸出許可を受けなければならない貨物の輸出に関しては、当該許可を得ていること
  - (3) 出荷される貨物が、出荷書類の内容と同一のものであること
- 2 貨物の輸出を行おうとする者又は貨物の出荷担当者は、貨物の輸出通関にあたり事故が発生したときは、速やかに部局担当者又は統括担当者に報告するものとする。
- 3 統括担当者は、前項の事故の報告を受けた場合には、事実関係を把握し、統括責任者へ報告するとともに、輸出通関停止の指示を含む適切な措置を講ずるものとする。

(違反等の報告)

第19条 輸出管理責任者等は、規程第10条に定める違反等の報告があったときは、再発防止のため適切な処置を講ずるものとする。

(文書管理)

第20条 技術の提供等に係る文書及び電磁的記録（以下「関連書類」という。）は、京都大学における法人文書の管理に関する規程（平成12年11月7日達示第12号）（以下「京都大学文書管理規程」という）及びこの規則に定めるところによる。

2 関連書類の保存期間は、京都大学文書管理規程第6条第3項の規定にかかわらず、原則として技術を提供した日又は貨物を輸出した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算するものとする。

(安全保障輸出管理監査)

第21条 統括責任者は、関係法令、規程及び規則に定められた諸手続が適正に実施されていることを確認するため、安全保障輸出管理監査（以下「監査」という。）を実施する。

2 統括担当者、部局責任者、部局担当者及び教職員等は、監査の実施にあたり適切な協力を行うものとする。

(教育)

第22条 統括責任者及び統括担当者は、役員及び技術の提供又は貨物の輸出の業務に携わる全ての教職員等を対象として、関係法令及び規程の遵守の重要性を周知徹底し、適切な輸出管理の実施を推進するために、計画的に教育を行うものとする。

2 部局責任者及び部局担当者は、統括責任者及び統括担当者と連携を図り、部局内の輸出管理教育を行うものとする。

(その他)

第23条 規程及び規則に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別途統括責任者が定める。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(平成23年8月理事裁定)

この規則は、平成23年8月12日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成24年4月理事裁定)

この規則は、平成24年4月5日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。